

議案第 2 1 号

川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 2 7 年 2 月 1 3 日提出

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例

川崎市国民健康保険条例（昭和 3 3 年川崎市条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条第 1 号中「保健事業に要する費用の額」の次に「、法第 8 1 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第 2 項の規定による拠出金に相当する額及び同条第 1 項第 2 号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第 2 項の規定による拠出金の 2 分の 1 に相当する額」を加え、同条第 2 号中「第 7 2 条の 4」を「第 7 2 条の 5」に、「その他」を「、法第 8 1 条の 2 第 1 項の規定による交付金その他」に改める。

第 1 4 条第 1 項中「、被保険者均等割額及び世帯別平等割額」を「及び被保険者均等割額」に改め、同項後段及び同条第 5 項を削る。

第 1 5 条第 1 項中「、被保険者均等割額及び世帯別平等割額」を「及び被保険者均等割額」に改め、「（退職被保険者等と一般被保険者とが同一の世帯に属する場合にあっては、所得割額及び被保険者均等割額の合算額）」を削り、同条第 4 項を削る。

第 1 8 条第 1 項第 1 号中「1 0 0 分の 6 5」を「1 0 0 分の 6 0」に改め、

同項第2号中「100分の20」を「100分の40」に改め、同項第3号を削る。

第20条第1項中「、被保険者均等割額及び世帯別平等割額」を「及び被保険者均等割額」に改め、同項後段及び同条第4項を削る。

第21条第1項中「、被保険者均等割額及び世帯別平等割額」を「及び被保険者均等割額」に改め、「（退職被保険者等と一般被保険者とが同一の世帯に属する場合にあっては、所得割額及び被保険者均等割額の合算額）」を削り、同条第4項を削る。

第24条第1項第1号中「100分の65」を「100分の60」に改め、同項第2号中「100分の20」を「100分の40」に改め、同項第3号を削る。

第26条第1項中「、被保険者均等割額及び世帯別平等割額」を「及び被保険者均等割額」に改め、同条第4項を削る。

第29条第1項第1号中「100分の65」を「100分の60」に改め、同項第2号中「100分の20」を「100分の40」に改め、同項第3号を削る。

第31条第1項中「（被保険者数が増加し、若しくは減少した場合（特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合であって、特定世帯に該当するときを除く。）又は特例対象被保険者等となった場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。））」を削る。

第32条第1項第1号中「特定同一世帯所属者」の次に「（法第6条第8号に該当することにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。））」を加え、「アに掲げる額」を「当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り上

げる。)」に改め、「とイに掲げる額とを合算した額」を削り、同号ア及びイを削り、同項第2号中「アに掲げる額」を「当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、これを切り上げる。)」に改め、「とイに掲げる額とを合算した額」を削り、同号ア及びイを削り、同項第3号中「アに掲げる額」を「当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、これを切り上げる。)」に改め、「とイに掲げる額とを合算した額」を削り、同号ア及びイを削る。

附則第2項から第9項までを削り、附則第1項の次に次の見出し及び2項を加える。

(保険料に係る所得割額の算定の特例)

2 当分の間、当該年度の保険料の賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において、当該被保険者が当該年度の保険料の賦課期日の属する年の前年の12月31日現在において年齢19歳未満の者であって同年の合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。次項において同じ。)が38万円以下である被保険者と同一の世帯に属する被保険者であり、かつ、先順位者である場合又は当該被保険者が当該年度の同法の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。)につき、同法第314条の2第1項第6号に掲げる者に該当する場合における第14条第2項、第15条第2項、第17条、第20条第2項、第21条第2項、第26条第2項、第31条第1項及び第32条の2の規定の適用については、第14条第2項中「基礎控除後の総所得金額等」という。)とあるのは「基礎控除後の総所得金額等」という。(当該年度の保険料の賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において、当該一

般被保険者が当該年度の保険料の賦課期日の属する年の前年の12月31日現在において年齢19歳未満の者であって同年の合計所得金額（同法第29条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。）が38万円以下である被保険者（以下「控除対象者」という。）と同一の世帯に属する被保険者であり、かつ、附則第2項に規定する先順位者である場合にあっては年齢16歳未満の控除対象者の数に33万円を乗じて得た額及び年齢16歳以上19歳未満の控除対象者の数に12万円を乗じて得た額並びに当該一般被保険者が当該年度の同法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）につき、同法第314条の2第1項第6号に掲げる者に該当する場合にあっては同条第7項に規定する障害者控除額の合計額を基礎控除後の総所得金額等から控除した金額（当該一般被保険者が国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「政令」という。）第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）である場合は、当該年度の保険料の賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において、当該一般被保険者が控除対象者と同一の世帯に属する被保険者であり、かつ、附則第2項に規定する先順位者である場合にあっては年齢16歳未満の控除対象者の数に33万円を乗じて得た額及び年齢16歳以上19歳未満の控除対象者の数に12万円を乗じて得た額並びに当該一般被保険者が当該年度の同法の規定による市町村民税につき、同法第314条の2第1項第6号に掲げる者に該当する場合にあっては同条第7項に規定する障害者控除額の合計額を当該一般被保険者に係る第32条の2の規定を適用しないものとして算定した基礎控除後の総所得金額等から控除した金額と当該一般被保険者に係る同条の規定を適用して算定した基礎控除後の総所得金額等とのいずれか低い金額）とする。）」と、第15条第2項及び第21条第2項

中「基礎控除後の総所得金額等」とあるのは「基礎控除後の総所得金額等（当該年度の保険料の賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。以下この項において同じ。）現在において、当該退職被保険者等が控除対象者と同一の世帯に属する被保険者であり、かつ、附則第2項に規定する先順位者である場合にあっては年齢16歳未満の控除対象者の数に33万円を乗じて得た額及び年齢16歳以上19歳未満の控除対象者の数に12万円を乗じて得た額並びに当該退職被保険者等が当該年度の地方税法の規定による市町村民税につき、同法第314条の2第1項第6号に掲げる者に該当する場合にあっては同条第7項に規定する障害者控除額の合計額を基礎控除後の総所得金額等から控除した金額（当該退職被保険者等が特例対象被保険者等である場合は、当該年度の保険料の賦課期日現在において、当該退職被保険者等が控除対象者と同一の世帯に属する被保険者であり、かつ、附則第2項に規定する先順位者である場合にあっては年齢16歳未満の控除対象者の数に33万円を乗じて得た額及び年齢16歳以上19歳未満の控除対象者の数に12万円を乗じて得た額並びに当該退職被保険者等が当該年度の同法の規定による市町村民税につき、同法第314条の2第1項第6号に掲げる者に該当する場合にあっては同条第7項に規定する障害者控除額の合計額を当該退職被保険者等に係る第32条の2の規定を適用しないものとして算定した基礎控除後の総所得金額等から控除した金額と当該退職被保険者等に係る同条の規定を適用して算定した基礎控除後の総所得金額等とのいずれか低い金額）とする。）」と、第17条中「国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「政令」という。）」とあるのは「政令」と、第20条第2項中「基礎控除後の総所得金額等」とあるのは「基礎控除後の総所得金額等（当該年度の保険料の賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。以下この項におい

て同じ。) 現在において、当該一般被保険者が控除対象者と同一の世帯に属する被保険者であり、かつ、附則第2項に規定する先順位者である場合にあっては年齢16歳未満の控除対象者の数に33万円を乗じて得た額及び年齢16歳以上19歳未満の控除対象者の数に12万円を乗じて得た額並びに当該一般被保険者が当該年度の地方税法の規定による市町村民税につき、同法第314条の2第1項第6号に掲げる者に該当する場合にあっては同条第7項に規定する障害者控除額の合計額を基礎控除後の総所得金額等から控除した金額(当該一般被保険者が特例対象被保険者等である場合は、当該年度の保険料の賦課期日現在において、当該一般被保険者が控除対象者と同一の世帯に属する被保険者であり、かつ、附則第2項に規定する先順位者である場合にあっては年齢16歳未満の控除対象者の数に33万円を乗じて得た額及び年齢16歳以上19歳未満の控除対象者の数に12万円を乗じて得た額並びに当該一般被保険者が当該年度の同法の規定による市町村民税につき、同法第314条の2第1項第6号に掲げる者に該当する場合にあっては同条第7項に規定する障害者控除額の合計額を当該一般被保険者に係る第32条の2の規定を適用しないものとして算定した基礎控除後の総所得金額等から控除した金額と当該一般被保険者に係る同条の規定を適用して算定した基礎控除後の総所得金額等とのいずれか低い金額)とする。)と、第26条第2項中「基礎控除後の総所得金額等」とあるのは「基礎控除後の総所得金額等(当該年度の保険料の賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。以下この項において同じ。)) 現在において、当該介護納付金賦課被保険者が控除対象者と同一の世帯に属する被保険者であり、かつ、附則第2項に規定する先順位者である場合にあっては年齢16歳未満の控除対象者の数に33万円を乗じて得た額及び年齢16歳以上19歳未満の控除対象者の数に12万円を乗じて得た額並びに当該介護納付金賦

課被保険者が当該年度の地方税法の規定による市町村民税につき、同法第314条の2第1項第6号に掲げる者に該当する場合にあっては同条第7項に規定する障害者控除額の合計額を基礎控除後の総所得金額等から控除した金額（当該介護納付金賦課被保険者が特例対象被保険者等である場合は、当該年度の保険料の賦課期日現在において、当該介護納付金賦課被保険者が控除対象者と同じの世帯に属する被保険者であり、かつ、附則第2項に規定する先順位者である場合にあっては年齢16歳未満の控除対象者の数に33万円を乗じて得た額及び年齢16歳以上19歳未満の控除対象者の数に12万円を乗じて得た額並びに当該介護納付金賦課被保険者が当該年度の同法の規定による市町村民税につき、同法第314条の2第1項第6号に掲げる者に該当する場合にあっては同条第7項に規定する障害者控除額の合計額を当該介護納付金賦課被保険者に係る第32条の2の規定を適用しないものとして算定した基礎控除後の総所得金額等から控除した金額と当該介護納付金賦課被保険者に係る同条の規定を適用して算定した基礎控除後の総所得金額等とのいずれか低い金額）とする。）と、第31条第1項中「政令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）」とあるのは「特例対象被保険者等」とする。

3 前項に規定する先順位者を定める場合における順位は、次に掲げる順序による。

- (1) 保険料の賦課期日の属する年の前年の所得に係る第32条の2の規定を適用しないものとして算定した基礎控除後の総所得金額等が最も多い金額である被保険者
- (2) 前号に該当する者が2人以上あるときは、課税標準額（保険料の賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得

の金額の合計額から同項各号及び同条第2項の規定による控除をした後の金額をいう。)が最も多い金額である被保険者

(3) 前号に該当する者が2人以上あるときは、合計所得金額が最も多い金額である被保険者

(4) 前号に該当する者が2人以上あるときは、当該被保険者のうち、いずれかの被保険者

附則第10項を附則第4項とし、附則第11項を附則第5項とし、附則第12項を附則第6項とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の条例の規定は、平成27年度分の保険料から適用し、平成26年度分までの保険料については、なお従前の例による。

参考資料

制 定 要 旨

保険料の賦課方式及び賦課割合を変更すること、保険料の負担を軽減するための特例措置を見直すこと等のため、この条例を制定するものである。